

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立横川中学校

校長名 木暮 恵一郎 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

一人ひとりの個性や能力を生かす教育を推進し、生き生きと輝き、他とともによりよく生きる生徒の育成をめざして、次の目標を定め育成したい力を示す。

自主・自立：自分で考え、判断・決定・行動し、責任を取ろうとする力

◎協働・共生：違いを認め、他者を尊重し、人間関係を作り出す力

創造・挑戦：柔軟な発想で、新たな価値を生み出す力

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ア 確かな学力の育成

・知識及び技能の確実な定着、基礎学力の定着をめざして生徒に対する指導方法を工夫し、自ら学習する意欲を高める。また、思考力、判断力、表現力等を高める授業や活動を行い、広い視野に立った柔軟な発想ができ、想像力に溢れたたくましい生徒を育てる。

イ 豊かな心の育成

・特別の教科 道徳の授業を要に、人権尊重の基本的な倫理観を培う。また、人間関係作りの体験を通して、共感的理解を深め、他者を尊重し、心豊かな人間性を育てる。

ウ 健やかな体の育成

・健康・安全・防災意識の向上、心身の健康の保持・促進の取組、計画的な体力向上の取組を通して、生涯にわたり運動に親しむ生徒の育成をめざす。

エ 不登校生徒への支援

・不登校生徒の社会的自立をめざし、一人ひとりの状況に合った支援と環境整備を図る。また、学級以外での居場所を確保し、学校全体で、組織的に対応する。

オ いじめ防止等の取組

・週1回の学校いじめ対策委員会の毎週実施を通し、全生徒情報を共有し、組織的に対応する。
・いじめ防止授業を実施し、いじめは絶対に許さないという、人権を尊重した指導の徹底を行う。

カ 特別支援教育の充実

・八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づく、特別支援教育の推進及び通常の学級と特別支援教室との連携を図る。また、校内委員会を核とし教員間で共通理解を図った支援方針の確立をめざす。

キ 小中一貫教育のさらなる充実（「横川中学校グループ」横川小）

・横川中学校グループの共通目標を、基礎学力を身に付け、たくましく21世紀を切り開いていく児童・生徒の育成とし、「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、地域の一員としての自覚を持ち、人間愛に満ちた奉仕と勤労の精神に溢れる人物である。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、授業の中で少人数を基本とした協働的な学び合い活動を取り入れることを通して、課題解決に向けて主体的に取り組み、他者と高め合いながら解決していく力を育む。さらに、習熟度別授業等、生徒の状況に適した学びの方法を見出し、基礎基本の確実な定着を図る授業を展開する。
- ② 八王子市学力定着度調査等を活用し、生徒が基礎的・基本的な学習内容を確実に定着することができるように、各教科でドリル型学習コンテンツを活用する。またはちおうじっ子ミニマムを活用し、反復学習の習慣づけを行う。放課後学習活動を行い、さらなる自学力の強化を図る。
- ③ 八王子市版GIGAスクール構想を踏まえ、各教科の授業において積極的に1人1台の学習用端末や電子黒板を活用した授業を効果的に実践する。技術家庭科（技術分野）を中心にプログラミング学習やネットワークを利用した、双方向性のあるプログラミングについて学習する。

イ 総合的な学習の時間

- ① 八王子市民としての自覚を基に、八王子市の歴史など身近な郷土学習について探究課題として設定し、地域を愛し郷土を慈しむ豊かな心情を育む。また、修学旅行、移動教室、校外学習を通して世界遺産、日本遺産の継承と文化の伝統の大切さに気付き、郷土への誇りと愛情を深める。
- ② 各教科との横断的・総合的な学習を行い、修学旅行等の事前・事後学習では国語科や社会科美術科と横断的な学習を通して、生徒がより良く課題を解決し、自己の生き方を考えていくことができる学習を展開する。
- ③ ICT機器や1人1台の学習用端末を活用し、主体的、協働的な学びを通して、社会や世界に向き合い、課題解決に向けて生徒が情報を「集める」「整理する」「意見・対応策をまとめる」「表現する」ことができる探究的な学習活動を行う。
- ④ 特に総合的な学習の時間において、地域の活用に重点を置き、ゲストティーチャーや地域の施設と連携し「地域とともに学ぶ」教育活動の一環を展開する。

ウ 特別活動

- ① 学級活動を通し、生徒同士の人間関係作りを重視し、班活動等の体験的な協働活動を中心とした学習内容、生徒同士が他者を理解し、友好的人間関係を築くためのソーシャル・スキル活動を重点として取り組む。また、生徒同士での話合いの機会を増やし、過ごしやすく楽しい学級づくりをめざす。
- ② 生徒会活動を通し、生徒の自治力、創造力、組織を自ら運営する能力を育てていく。
- ③ 学校行事を通し、生徒による自主的、実践的な活動の助長を図り、体育祭や音楽祭、校外学習、集団宿泊的行事では、生徒主体の実行委員会を中心とした活動を計画し実行する。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ア 特別の教科 道徳の授業には全教員が授業者として関わる。「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」を育むために、生徒の発達段階に応じて道徳的な価値を示した内容項目に即し、考え議論する学習を取り入れる。
- イ 学校の教育目標を達成するための道徳教育全体計画及び別葉を基に、「生命の尊さ」「思いやり、感謝」を重点とし、教育活動全体を通じて推進していく。
- ウ 道徳授業地区公開講座では、道徳教育の趣旨を踏まえた授業を展開し、家庭や地域の方との意見交換会を行い、「地域と共に考える道徳の教育」について共有を図る。
- エ 情報モラル教育と関連し、SNS等を使用する時のモラルやマナーを考え、特に、「公正、公平、社会正義」「遵法精神、公德心」などの項目を重点として指導する。
- オ 修学旅行をはじめとする集団宿泊的行事や職場体験活動、ボランティア活動、地域への行事への参加など、豊かな体験活動を通して自己の生き方について考えを深めさせる。

(3) キャリア教育

- ア 小中連携を念頭に置き、義務教育9年間を通して「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を積極的に活用する。自己の変容や成長を絶えず自己評価できるよう振り返るとともに、中学校卒業後も活かすことのできるキャリア教育に重点的に取り組む。
- イ 自立した社会人として必要な、礼儀や社会常識、マナーやエチケットなども身に付ける学習活動を展開する。
- ウ 地域クリーン活動など地域自治及び職場体験で学んだことを活かし、生きる力を育てていく。技術家庭科等教科指導と地域人材を活用し、キャリア教育を推進する。

(4) 特別支援教育

- ア 生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握するために特別支援委員会を開催し、特別支援教室専門員や特別支援コーディネーターを中心に、スクールカウンセラー、巡回指導教員と情報共有し、特別支援学級の教育や巡回相談心理士とも連携を図りながら特別支援教室の効果的な運営を図る。さらに、家庭や地域、都立特別支援学校との副籍交流、他の機関とも連携する。
- イ 学校生活支援シート、連携型個別指導計画を作成・活用し、通級・巡回指導・拠点校の連携を図りながら生徒のニーズの把握と支援に努め、一人ひとりに対して計画的な指導を行う。
- ウ インクルーシブ教育を行い、障害の有無に関わらずすべての生徒が楽しく学べる学校をめざす。ユニバーサルデザインの視点に立った指導の工夫を行っていく。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 生徒と教師の信頼関係の構築に基づいた生活指導を行い、生徒相互においても適切な人間関係を構築し、安心して学校生活を送ることができるよう努める。また、生徒の声も活かした実態に合った生活のきまりやルールの改善を図る。さらに、基本的な生活習慣の確立に努め、生活手帳等を活用し、生徒の心情や状況を教員が把握する。
- ② 自己の身を守る安全指導や避難訓練の実施、SNSノートを使った情報モラル学習やセーフティ教室、薬物乱用防止教室の実施を通して、身を守るための知識や行動を身に付けさせる。
- ③ 「生命（いのち）の安全教育」を基に各教科の等の中で発達段階に応じた性暴力、性被害の被害者・加害者・傍観者の三者の立場を踏まえた授業を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ① 週1回の学校いじめ対策委員会を適切に運営し、生徒の状況に関する情報交換、全校を挙げての対応といじめの未然防止と早期対応を行う。また、学校いじめ防止基本方針に基づき、全ての生徒が「相談できる大人がいる生徒」を育てる取組とふれあい月間のアンケート（年間3回）及びいじめ防止授業を実施する。
- ② 7月に「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を設定し、保護者・地域とともに、各学年においていじめ防止といのちの大切さに関する授業を行う。また、普段の小日記の記載や生徒の観察を綿密に行い、いじめの早期発見と早期解決を図る。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 不登校生徒の保護者とは継続的に連携をとり未然防止に努める。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の協力のもと不登校対応巡回教員と連携した登校支援を行う。
- ② 1人1台の学習用端末の活用や別室登校など、生徒たちの支援ニーズ等状況に応じた居場所を作る。また、別室指導や関係機関と連携しながら社会的自立に向けた登校支援をめざす。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

- ① はちおうじっ子ミニマムを活用、基礎学力の定着と自学学習の習慣づけを行う。放課後自主学習活動を行い、さらなる自学力の強化を図る。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

（取組1）地域清掃活動や音楽祭等の中学校の行事の見学、児童会・生徒会相互の交流、小中合同の英語検定、漢字検定、児童・生徒合同での活動機会を増やし小中一貫教育の充実を図る。

- （取組2）「学力定着プロジェクトチーム」を中心に八王子市学力定着度調査の分析等を行い、情報交換を行う。また、教科分科会の中で9年間に身につけさせたい学力の具体的な目標を設定する。さらに、小中学校の教員が授業交流を実施する。

（取組3）小中学校連携した生徒の見守り・育成のために、学期に一度の交流だけでなく、生活指導主任間での毎月の児童・生徒の情報をグループで共有し共通理解を含める。

（取組4）小中合同で地域と一体になった、クリーンデー（地域清掃活動）を年に3回実施する。

イ その他

- ① 横川中学校グループとして「情報活用能力系統表」を活用し、基本的な文章作成、検索、プレゼンテーション能力の育成を図るとともに、情報モラルを身に付けさせる。また、1人1台の学習用端末の学校及び家庭での積極的な活用に向け、調べ学習等を実施する。
- ② 部活動改革ロードマップ及びガイドマップに基づき、部活動改革を推進する。また、部活動指導補助員の積極的な登用を図る。
- ③ 各学期に行われている地域主催のクリーンデー（地域清掃活動）に、積極的に参加を募り、地域に貢献する生徒を育成する。学校運営協議会で取組状況について、確認する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	16	20	21	13	5	19	21	19	19	16	18	18	205
2	18	20	21	13	5	19	21	19	19	16	18	18	207
3	18	20	21	13	5	19	21	19	19	16	18	15	204
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は入学式に参加しないため2日減。 ・第3学年は修了式に参加しないため3日減。 ・夏季休業日 7月21日(火)から8月24日(月)まで。 ・都民の日 10月1日(木)を授業日とする。 ・土曜日授業(振替休業日を取らない土曜日の授業) (5月9日(土)、1月16日(土)は授業日とする。) 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表(1単位時間は50分とする。)

区 分	学 年	1	2	3
各 教 科	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
	外 国 語 (英 語)	140	140	140
	小 計	895	875	875
特別の教科 道徳		35	35	35
総合的な学習の時間		50 (10)	70 (10)	70 (16)
特別活動(学級活動)		35	35	35
総 計		1015 (10)	1015 (10)	1015 (16)

備 考

ア その他の授業時数

区分	学年	1	2	3
	生徒会活動		2	2
学校行事		40	48	44
学級・学年裁量の時間		1	1	1

イ 1単位時間

- ・1単位時間は50分とする。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

- ・4月10日（金）は、全学年、身体計測のため1時間増。
- ・5月8日（金）は、全学年、引き取り訓練のため1時間増。
- ・5月29日（金）は、全学年、体育祭準備のため1時間増。
- ・6月26日（金）は、全学年、TOKYO GLOBAL GATEWAYのため1時間増。
- ・9月9日（水）、11日（金）は、第2学年、職場体験のため1時間増。
- ・9月11日（金）は、第3学年、修学旅行のため1時間増。
- ・9月18日（金）は、全学年、生徒会役員選挙のため1時間増。
- ・9月25日（金）は、全学年、後期 係・委員会決めのため1時間増。
- ・10月2日（金）は、第1学年、自然体験教室のため1時間増。
- ・10月9日（金）は、全学年、生徒総会のため1時間増。
- ・1月29日（金）は、第2学年、校外学習のため1時間増。

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・第1学年は夏季休業中に総合的な学習の時間として、郷土学習を10時間（単元名「我がまち八王子と伝統と文化」）位置付ける。
- ・第2学年は夏季休業中に総合的な学習の時間として、郷土学習を10時間（単元名「我がまち八王子と産業」）位置付ける。
- ・第3学年は夏季休業中に総合的な学習の時間として、郷土学習を10時間（単元名「我がまち八王子とグローバル化・情報化・少子高齢化」「八王子と日本遺産・世界遺産」）、進路学習を6時間（単元名「私がつなぐ未来」進路選択を意識した学校訪問）位置付ける。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・始業前の午前8時20分から午前8時30分までの10分間、朝読書活動又は自主学習を全学年、通年で行う。（水曜日を自主学習の実施可能日とする。）

カ その他